

令和 7 年 3 月 13 日

市政記者クラブ 様

中区役所総務課：近藤
電話：052-265-2210
防災危機管理局危機対策課：山田
電話：052-972-3522

2月24日（月）および3月1日（土）に中区において発見された
不発弾に関する情報について（第3報）

令和7年2月24日（月）および3月1日（土）に中区丸の内二丁目において発見された不発弾の処理については、令和7年3月13日（木）に開催した「中区不発弾処理合同対策本部全体会議」において、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

不発弾の適切な処理及び避難対象区域内の皆さまの円滑な避難が可能となるよう、不発弾に関する広報にご協力をお願いします。

記

1 処理作業日時

(1) 令和7年2月24日（月）に発見された不発弾（不発弾Bと呼称）

令和7年4月5日（土）午前10時00分から

(2) 令和7年3月1日（土）に発見された不発弾（不発弾Cと呼称）

令和7年4月20日（日）午前10時00分から

※令和7年2月14日（金）に発見された不発弾（不発弾Aと呼称）の処理作業日時は令和7年3月20日（木・祝）です。（記者発表済み）

2 避難対象区域

災害対策基本法第63条に基づき設定した警戒区域（別図参照）

(1) 関係学区

名城学区

(2) 避難対象世帯数及び人数

調査中

3 避難場所

丸の内小学校（中区丸の内三丁目3番35号）

4 処理作業日における中区不発弾処理合同対策本部の設置場所

(1) 日時

作業当日 午前 8 時 30 分

(2) 場所

中区役所（中区栄四丁目 1 番 8 号）

5 避難広報

(1) 避難対象区域内の住民及び事業所等に対し、避難に関するチラシを事前に 2 回配付します。

1 回目：処理作業の日時、避難対象区域

2 回目：処理作業の日時、避難対象区域（再度）に加え、交通規制及び公共交通機関への影響

(2) 避難対象区域及び周辺において、広報車等による広報を実施します。

(3) 名古屋市公式ウェブサイト及び名古屋おしえてダイヤル（電話 052-953-7584）でも情報を提供いたします。



名古屋市公式ウェブサイト



名古屋市おしえてダイヤル



6 処理作業スケジュール（予定）

令和 7 年 4 月 5 日（土）、4 月 20 日（日）

時 間	内 容
午前 8 時 30 分	避難広報開始
午前 9 時 00 分	避難誘導開始 防犯・防火警備開始
午前 9 時 30 分	交通規制開始
午前 9 時 55 分	避難広報及び避難誘導終了 避難完了確認
午前 10 時 00 分	陸上自衛隊による信管除去作業開始
信管除去後	中区不発弾処理合同対策本部長（中区長）現地確認 ↓ 本部長による安全宣言 ↓ 避難解除、交通規制解除

7 道路交通規制及び公共交通機関への影響について

(1) 道路交通規制

市道本町通、魚ノ棚通等において、道路交通規制が実施されます。詳細については、現在調整中です。

(2) 公共交通機関への影響

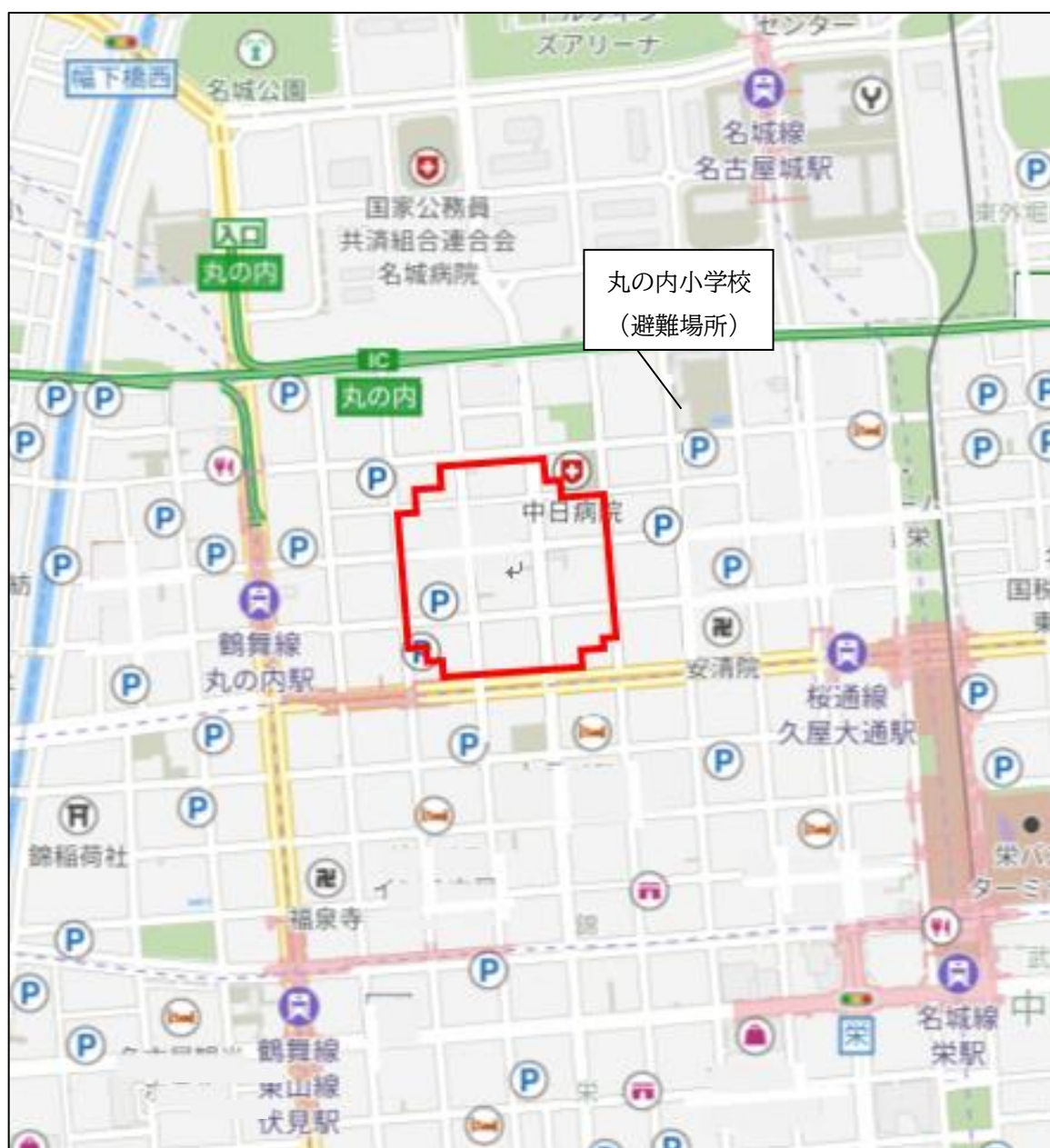
市バスの運行に影響が出ます。詳細については、現在調整中です。

8 取材に関するお願いについて

避難対象区域は上空に及びます。ヘリコプター等による上空からの取材はご遠慮ください。

不発弾 B 避難対象区域【広域図】

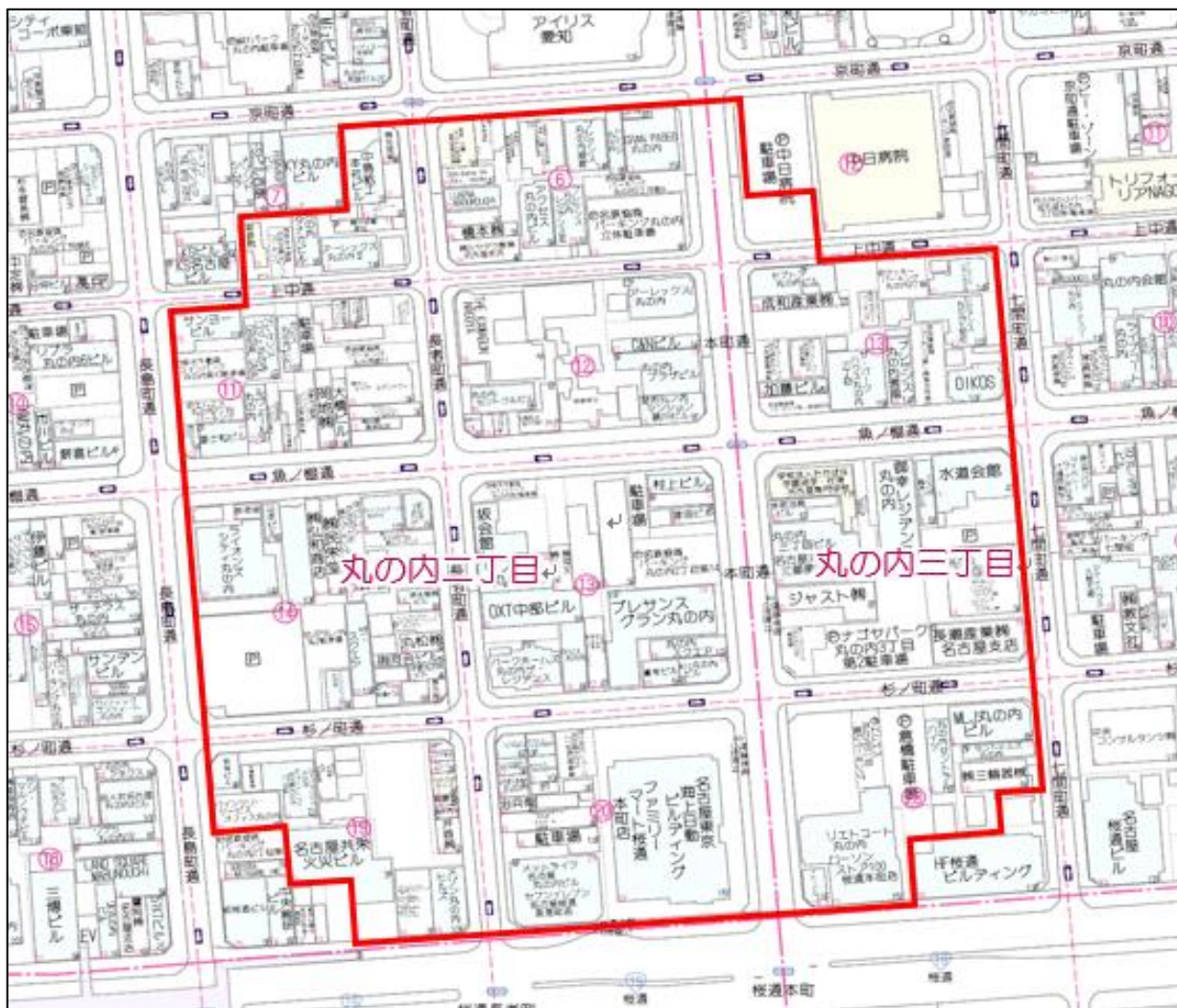
(災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域)



出典：株式会社ゼンリン この地図は株式会社ゼンリンの地図データをもとに名古屋市が作成

不発弾 B 避難対象区域

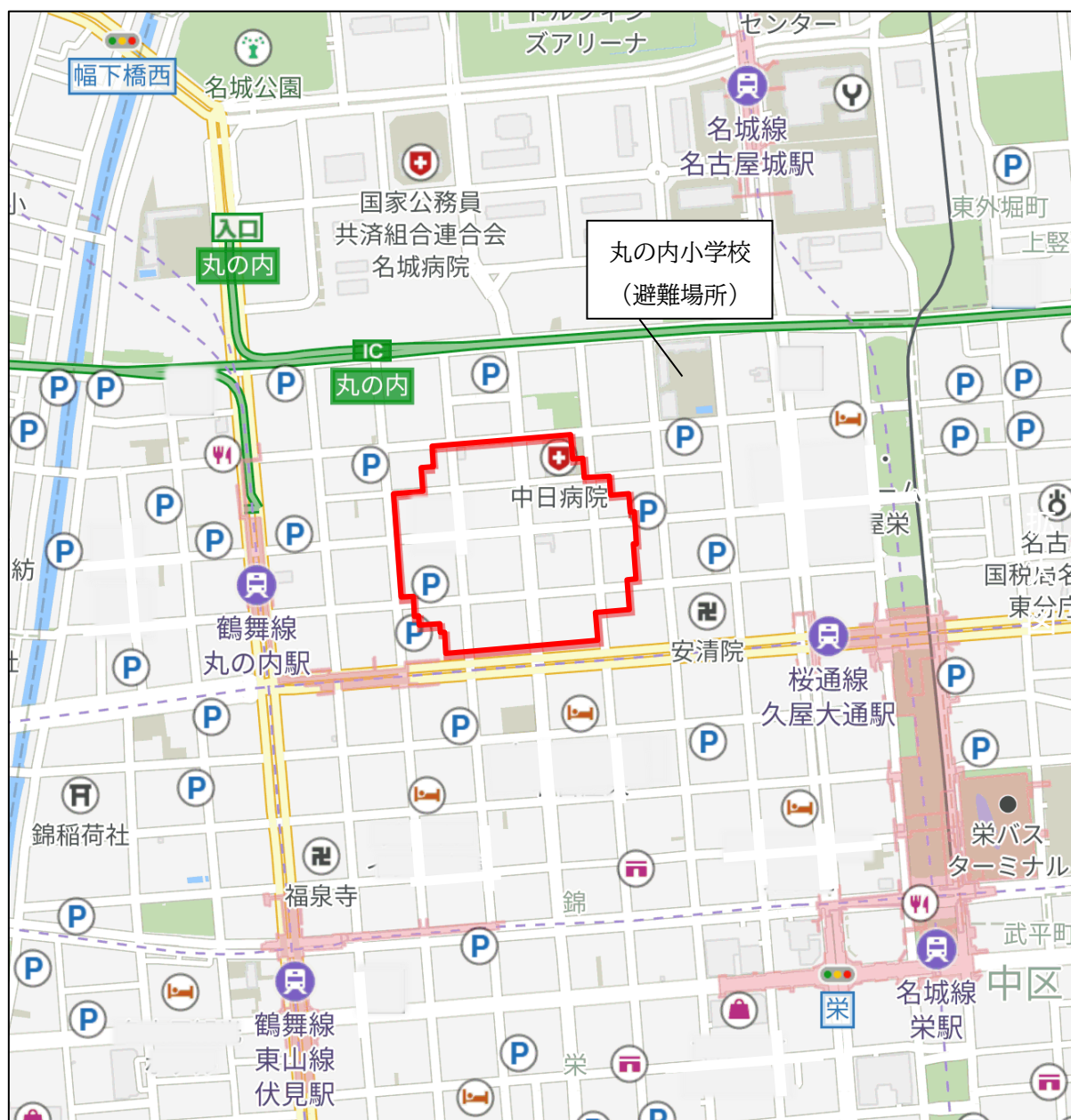
(災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域)



出典：株式会社ゼンリン この地図は株式会社ゼンリンの地図データをもとに名古屋市が作成

不発弾 C 避難対象区域【広域図】

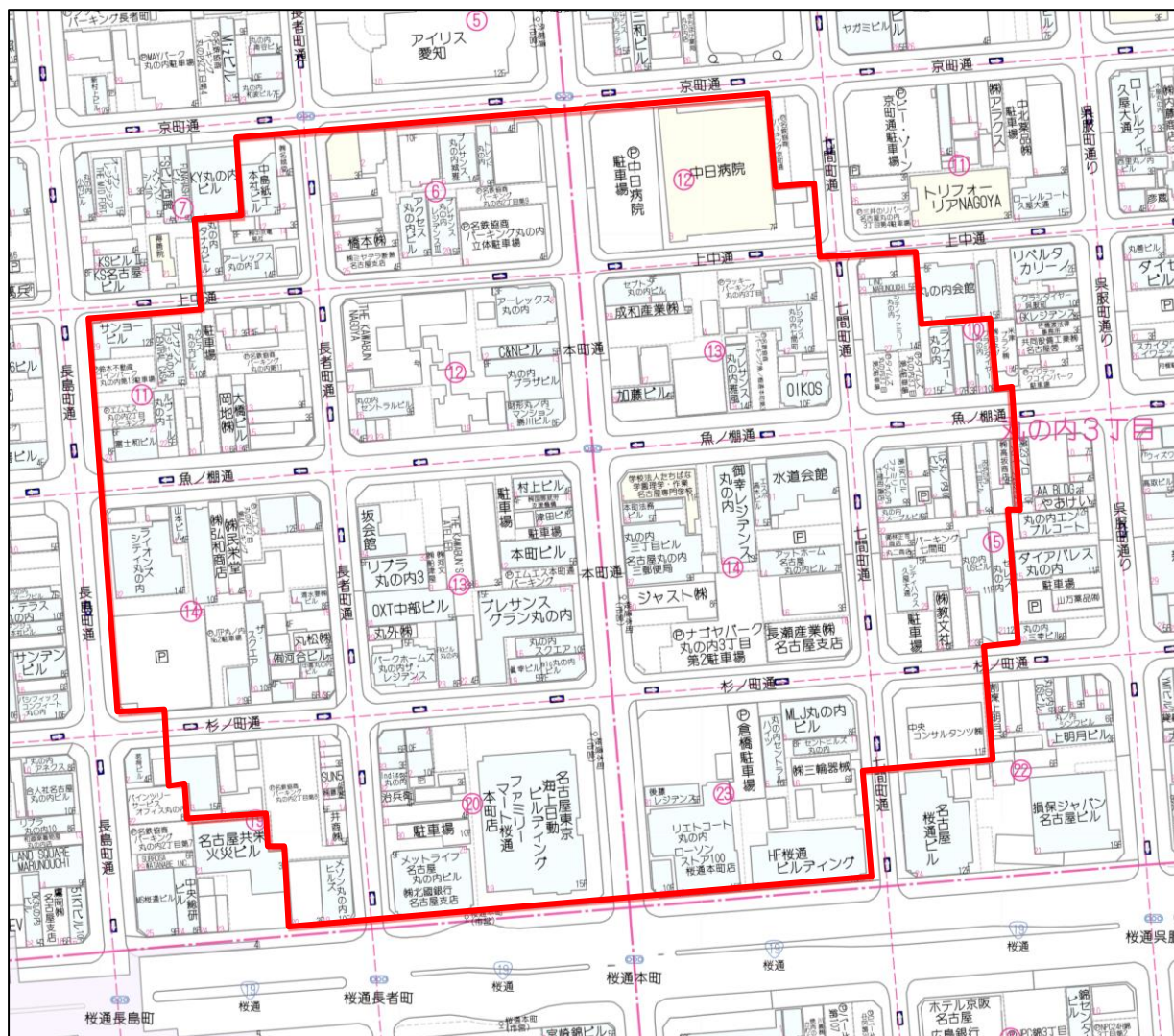
(災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域)



出典：株式会社ゼンリン この地図は株式会社ゼンリンの地図データをもとに名古屋市が作成

不発弾 C 避難対象区域

(災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域)



出典：株式会社ゼンリン

この地図は株式会社ゼンリンの地図データをもとに名古屋市が作成